

2020年3月27日

第I期 実務薬学実習生諸君へ

東京理科大学薬学部
実務薬学実習委員会
委員長 嶋田 修治

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行に伴う実習中断 および再開に係る本学の取り組みについて

現在 COVID-19 の世界的流行の影響で、第I期の実務薬学実習を3月9日(月)～3月29日(日)の3週間にわたり中断しています。本学としては実務薬学実習委員会を中心に、実習の再開に向けて以下に記す様々な取り組みをしています。なお、下記の(1)、(2)の結果、その時点での公的な指針に照らして問題ありと判断される場合には、実習の再開が困難となりうる可能性があります。

(1) 学生諸君が新型コロナウイルスに感染した状態で実習を再開するリスクを回避するための調査を実施します

実習施設では患者さんはもちろん、従業員への感染のリスクを回避する最大限の努力を払っています。

実習を再開するにあたり最も注意しなければならないのは、君達自身が感染者となって、自覚症状がないまま医療現場に新型コロナウイルスを持ち込むことです。その様な事態を回避するため、君達の間断期間中の健康状態、行動(国内外の旅行)についてご家族の状況も含め調査します。

(2) 実習先の実習環境について確認を進めています

実習を再開するにあたり、実習施設側の新型コロナウイルス感染回避のための環境整備について確認を進めています。

(3) COVID-19 を発症した際および損害賠償に係る契約書の整備を進めています

君達が実習を開始した際に COVID-19 を発症した場合の確認とともに、それにより生じる損害賠償に関する本学と実習施設間の契約について、本学法務課の法律専門家による契約書の整備を進めています。

以上の懸念事項を解決した上で、今後、政府による緊急事態宣言等の要請がなければ、
4月6日（月）に実習を再開致します。

上記懸念事項を解決するため、中断期間を3月9日（月）～4月5日（日）の4週間に再度延長します。

実務薬学実習が安全かつ、円滑に継続できる様、本学も鋭意努力しています。本学の実務薬学実習に向けた取り組みに学生諸君の理解を賜ることができれば幸いです。

【実習生の行動】 実習中断期間は自宅待機を基本とし、本学の「新型コロナウイルスへの対応方針（随時更新）<https://www.tus.ac.jp/today/archive/20200219100.html>」に従った行動をとること。

【本件に関する連絡先】 実務薬学実習委員会 委員長 嶋田 修治

E-mail: shimada@rs.tus.ac.jp

Tel: 04-7121-3674（不在時は薬学事務課：04-7121-3691）

以上